

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺 正和

岩手県人事委員会規則第27号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(船員の勤務時間の特例) 第6条の3 [略] 2 [略] 3 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める作業は、 <u>船員法第68条第1項各号に掲げる</u> 作業とする。	(船員の勤務時間の特例) 第6条の3 [略] 2 [略] 3 勤務時間等条例第9条の人事委員会規則で定める作業は、 <u>船員法第68条第1項の</u> 作業とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。